

心配ごと相談所運営要綱

(目的)

第1条 この事業は、住民のあらゆる相談に応じ適切な助言、関係機関の紹介等の支援により東員町民が安心して日常生活を営むことを目的とする。

(運営主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は東員町に住所を有する者とする。

(開設日時と場所)

第4条 開設日時及び開設場所は、次のとおりとする。

開設日時(受付時間)	場所
毎月5日(但し、土・日・祝に当たるときは次の平日) 9:30~11:30	東員町ふれあいセンター
毎月第3土曜日 9:30~11:30	東員町ふれあいセンター

(相談方法)

第5条 相談は、面接とし、申込み順とする。

(相談員)

第6条 相談所に一般相談員と専門相談員を置く。

2 専門相談員は、弁護士資格者の中から会長が委嘱する。

3 一般相談員は次の各号に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 司法書士
- (2) 行政書士
- (3) 税理士
- (4) 社会保険労務士
- (5) 学識経験者

4 相談員の任期は2年とし再任を妨げない。任期途中で委嘱した相談員は前任者の残任期間とする。

(相談員の解任)

第7条 本会会長は、次のいずれかに該当する行為があったときは相談員を解任する。

- (1) 秘密の漏洩など相談員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 刑事罰による犯罪を犯したとき
- (3) 前各号の規定にかかわらず相談員が前条第4項及び第5項のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 本会会長が必要と認めたとき

(相談員の任務)

第8条 相談員は相互に連絡を密にし、協力するものとする。

2 相談員は、いかなる相談内容にも常に懇切丁寧に応じなければならない。

3 相談が専門的または他の機関が担当するべき内容であれば、すみやかにその内容に応じた機関等を紹介するものとする。

- 4 相談員は、相談所への来訪者名を「心配ごと相談所執務日誌」に、相談内容を「心配ごと相談カード」に記録しなければならない。
- 5 相談員は、相談所において物品の斡旋、勧誘、販売その他これらに類する行為をしてはならない。
- 6 相談員は、相談者のプライバシーに配慮した面接をし、匿名の相談も受け付ける。
- 7 相談員は、相談に関して利用者から金品を受け取ってはならない。
- 8 相談員は、相談上知り得た秘密を絶対に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(相談料)

第9条 相談所における相談は無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

心配ごと相談所の運営に関する内規

1. この内規は、東員町社会福祉協議会(以下「本会」という)心配ごと相談所運営要に基づき、定める。
2. あらかじめ本会で割り振った相談員の相談日を変更する場合は、他の相談員と調整する。
3. 相談員の謝礼は以下のとおりとする。
 - (1) 一般相談員の謝礼は1回6,000円とする。
 - (2) 専門相談員の謝礼は1回22,000円とする。
4. この内規の他、必要と認めるときには、本会会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。